

○武蔵野大学助教規程

(平成19年 4月 1日)

改正 平成19年 7月19日 平成25年 4月 1日
平成30年 4月 1日 令和 7年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、武蔵野大学専任教員就業規則第5条第2項に規定する助教について、大学の教員等の任期に関する法律第5条及び武蔵野大学教員の任用に関する規程第7条に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 助教は、専攻分野について自ら教育研究を行うことを主な業務とし、学部運営等を円滑に遂行する業務を必要に応じて行う。

(資格・任用)

第3条 助教は、他に本務を持たない次の各号のいずれかに該当する者で、人格が優れ教育研究上の能力があると認められる者でなければならない。

(1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

(2) 修士の学位を有する者で、前号の者と同等以上の能力があると認められる者

2 前項に掲げる者のほか、特殊な専攻分野について教育上の能力があると特に認めるときは、助教として任用することができる。

3 任用の手続きについては、武蔵野大学教員の任用に関する規程及び武蔵野大学教員任用手続きに関する内規による。

(研究指導)

第4条 学部長は、本人の要請に応じて助教の研究指導教員を定めることができる。

(勤務)

第5条 助教は、常時出勤して職務に従事する。

(任期)

第6条 助教の任期は、10年以内とする。ただし、学校法人武蔵野大学と雇用契約を締結(非常勤を含む)してから継続して10年を超えないものとする。

(給与及び賞与)

第7条 助教の給与及び賞与については、常任理事会が定める武蔵野大学専任教員給与規程による。

(退職金)

第8条 助教の退職金は、支給しない。

(教授会等への参加)

第9条 助教は、所属学部等の教授会等の構成員外とする。ただし、所属学部等の教授会等は、必要に応じて助教に出席を求めてその意見を聞くことができる。

(規程の準用)

第10条 この規程に定める以外の就業に関する事項については、武蔵野大学専任教員就業規則を準用する。

2 この規程に定める以外の事項については、武蔵野大学任期制専任教員規程を準用する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、武蔵野大学助手規程は廃止する。ただし、平成16年4月1日以降に採用した助手については、なお従前の例による。

3 本学の専任教職員が助教に任用された場合は、第6条及び第8条の規定にかかわらず

任期及び退職金については、助教任用前のその定めるところによる。

- 4 平成16年度に採用した助手が助教に任用された場合は、第8条の規定にかかわらず退職金については、助教任用前のその定めるところによる。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（第1条、第6条、第10条改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条に定める任期については、平成30年3月31日以前より在職する者についても適用する。

附 則（第1条、第3条、第6条、第7条、第10条改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。